

## 論文の和文要旨

論文題目	いわゆる「ガ格」標示に関する研究
氏名	吉田 一彦

本研究は現代日本語の音形/ga/を持ち、かつ、文の述語との間に文法機能レベルの関係を持つ言語形式（以下「が」と表記する）に関する記述的研究である。題目に「いわゆる」と付しているとおりの形式の担う文法機能を格関係の標示としてきた先行有力説の分析自体の再検討を行うものである。

機能語の意味・機能を記述する研究においては、研究対象とする形式に関して思いつく限りの多様な文脈、統語的位置、他の語との共起関係にある用法にあたり、その観察から抽出されるべき、それらの諸条件によって影響を受けない、その語に固有の特性を発見する、ということがまず試みられるべきだと思われる。そして、その過程で、仮に単一で一義的な語彙項目としてではなく、複数の意味・機能を持つ多義語として、あるいは、他の共起する語との接続関係をより大きく捉えて構文としてみた方が記述的・説明的合理性があると判断された場合に限り、1個の語彙項目としての追究を放棄すべきであろう。しかしながら、研究対象に関して言えば、第一に試みられるべきこうした追究の非合理性が見極められる以前にそれが放棄されており、また、多義語や構文として追究する方法に説得性を持たせられないまま、そのような位置付けがさかんに行われ、有力説とまでなってきた。一方、単一の語彙項目としての追究も一部の研究者によって行われてきたが、機能を記述するための概念を汎用性を持たせるべく過度に拡張してしまっているため、かえって有意義な一般化には至っていない。本研究は、こうした先行研究の分析・主張に対する批判から出発し、様々な用例に観察される共通点を限定的に求め、確実に「が」という語彙項目に帰すことのできる固有の特性を記述しようとするものである。

研究対象を同じくする先行研究全般に言えることだが、「が」を論じるにあたって、「が」が一切用いられない文について考慮されることは非常に少なかった。このこと自体はもちろん不合理なことではない。しかし、一方で「が」がその機能として標示するのだとされた〈動きや状態の主体〉が、文が表す事象において必須のものであると位置付けられたため、そこから、文は本来的に「～が」という形式を要素として持たなければならないという思想が、少なからぬ数の文法理論に組み入れられた。そして、「が」が一切用いられない文が実際のコミュニケーションに頻繁に使用されるという事実を説明しなければならない理論上の必要性から、省略など通常の視覚・聴覚的方法では現象として確認できない説明原理が用いられてきた。本研究は、こうした原理を言語現象の説明に用いることの論理的難点を指摘するとともに、自らは実際の言語使用に現れる形式をありのままに観察した結果のみから規則性を抽出するという方針を選択する。しかしながら自然言語には記号としての有意義性を備えたゼロ音形が存在している。こうした有意義なゼロ記号と、説明原理としての非論理性から存在を容認しがたいゼロとの峻別を行うための基準として、「原資料」のソシュールの記号理論を用い、そうした非論理性を理論的に明確にする目的でヤーコブソンの記号理論を批判する。そして、この基準を用いて、先行研究に示されたさまざまな分析の説明的妥当性の再評価を行う。

こうした検討の結果として言えることは、少なくとも本研究が目的とする言語現象自体の解明のためには、多義語として、あるいはより大きな構文という枠として記述することに合理性は見出されない、ということである。また、検討した諸研究の分析の中には、形式に帰すべきでない文脈の側にある諸要因や、社会通念、非言語的現象があたかも文法現象であるかのように論じられているものも散見する。そこで、本研究は、研究対象に関係する諸現象全般の観察にあたり、文法のレベルと語用論のレベル、形式のレベルと心的レベル、言語のレベルと非言語のレベルの区別を明確にすることを重視する。それとともに、自ら行う記述を、文法のレベル、すなわち、研究対象が標識として明示する文法機能と、語用論のレベル、すなわち、そのような文法機能の発現が要求される語用論的条件という二段構えで行うという方法を採用する。

上述の課題を遂行するための大前提となるべき文法レベルの事実を、本研究は次のとおり指摘する。

第一に、任意の言語形式が「が」の前に置かれ得る条件である。従来の研究では、用言、あるいは名

詞句である、ということが自明の条件だとされたり、判断基準を示さず用言（または名詞）相当のものと主張されたりするだけだった。本研究は、「が」の前という統語的位置にさまざまな品詞の語が置かれ得ることを例示し、統語論的な条件ではなく、〈談話内に話し手が表し出す事物が同定されるために十分だと話し手自身が判断する情報を伝達する可能性を持つこと〉という伝達情報の特徴こそが条件であるという分析を提示する。

第二に、接続助詞の「が」との区別を行う基準である。これも従来の研究の多くで自明のこととされてきたが、名詞句に後接するか否かというような統語論的基準によっては達成されないということ为例証する。そして、基準として使用可能なものが上記の情報的特徴であることを論じる。それとともに、格助詞の「が」と接続助詞の「が」との共通性、あるいは、連続性を否定しない。

第三に、「が」には〈動きや状態の主体〉も〈状態の対象〉も表さない用法が存在することを再確認し、これが従来の研究で主張されていたように「が」が多重に使用された場合に限定されるのではなく、もっと一般性のある用法であるということ为例証する。この用法は、次に述べる TARGET と CONTENT との相関関係だけが「が」という形式によって示され、文の各要素の指示対象だけを素材として1個の事象が構成されない、という特徴を持つものである。

先行研究において言語形式に観察される形式的特徴を第一の基準とした接近法が必ずしも現象の一般化に成功していないことの反省に立ち、文の要素が担う情報的価値こそが一般化に有用な概念であるという判断から、文の心理的実在を明確にすることを目的とし、現象への接近のための第一の手段として、文の心的モデルを提示する。文の使用に際してコミュニケーション参加者において心的レベルで行われる概念的な構成がまず存在し、それに実際の言語使用では文の構成要素となる諸形式が対応付けられる、という方向性を持たせた現象の見方である。そこで、こうした方法を早くから採用していた山田孝雄、松下大三郎の論を批判的に再検討し、それをもとに自らのモデルを論じる。その中で、このような概念的構成として、山田孝雄が論じた「統覚作用」論の有用性、特に、コミュニケーション参加者が述べ伝えるの標的として特定の事物を選択しているのだという主張を再評価する。本研究は、この述べ伝えるの標的という心的実在を TARGET と呼び、それに対して特に対応付けられて述べ伝えられる観念の内容を CONTENT と呼ぶ。これは、先に行っていた「が」の前に置かれる言語形式が担う情報的価値

と、「～が」に後続する述語が担う情報的価値とに対応するものである。この2つは文を心的レベルで構成する要素となる概念であり、両者とも対応する言語形式を持つとは限らないということが、この用語法では重要である。こうした心的レベルで行われると想定する概念的構成が、従来から主張されていた諸概念、特に、題述関係とどう異なるのかということは、非常に重要な点である。そこで、TARGETの概念を、これまで研究者ごとに多様な概念内容を帰属させられてきた「主題」との異同を明らかにするというかたちで、詳述する。

以上のような理論面の議論に依拠しつつ、実際の言語使用によって生じたトークンの観察を拠りどころとして、本研究は、「が」に固有の機能に関して、次の一般化を提示する。

形式「が」に固有の機能：

後接した言語形式とともに局所的に存在する（つまり、「～が」から文脈上最も近い距離のところにある）述語の指示対象である観念を CONTENT とし、後接した形式の指示対象である事物がそれと相関する TARGET であることを明示する。

そして、上記の機能の発現が要請される語用論的動機として次の2つを指摘する。

「が」の使用の動機：

- a. TARGET の候補として競合する可能性のある、先行文脈に現われコミュニケーション参加者の注意の対象となっている事物、あるいは、先行文脈ですでに TARGET として確定している事物に優先させて、任意の事物を TARGET として決定する。
- b. 任意の言語形式を言い表す目的が、単に議論領域を設定することにあるのではなく、TARGET を明示することにある、ということを明確にする。

そして、それぞれの動機が生じる場合について、固有の機能と動機との組み合わせで、〈動きや状態の主体〉を表すとされる用法であるか、〈状態の対象〉を表すとされる用法であるか、〈動きや状態の主体〉

も〈状態の対象〉も表さない用法であるかに関わらず、用例に対する妥当な説明が与えられることを例証する。

さらに、上述の研究対象を同じくする主流説の立場からは疑問として投げかけられるであろう〈動きや状態の主体〉や〈状態の対象〉が実際のコミュニケーションにおいてどのように同定されるのか、という問題に関して自らの見解を論じる。本研究はこれを、何らかの言語形式を標識として実現する文法機能ではなく、日本語話者が用いる語用論的方略の問題であると予想する。すなわち、1) コミュニケーション参加者によって任意の事物が TARGET として認識されているならば、その事物は〈動きや状態の主体〉としても認識されるのだろう、ということ、そして、2) 〈動きや状態の主体〉がすでに決定しているか、または、問題視されていないため、それを同定することが文脈において要求されておらず、かつ、文の述語の指示対象である動きや状態とともに同一の事象を構成する1個の事物を指示対象とする言語形式が存在する場合に、その事物が述語の意味との相関によって〈状態の対象〉として認識される、ということである。これらの概念に該当する事物の同定は、「が」の使用・不使用などの形式的特徴に依拠せず行われるのであり、実際に使用される言語形式がどう解釈されるかの問題として扱うべきことである。